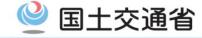
新・担い手3法等建設業を巡る最近の取組について



1. 新・担い手3法に係る取組について

新・担い手3法(品確法と建設業法・入契法の一体的改正)について

平成26年に、公共工事品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を 徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手3法の改正(公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律)

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正i-Constructionの推進等による生産性の向上

新たな課題に対応し、 5年間の成果をさらに充実する 新・担い手3法改正を実施

担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶 価格のダンピング対策の強化 建設業の就業者数の減少に歯止め

品確法の改正 〜公共工事の発注者・受注者の基本的な責務〜 <議員立法※>

○発注者の責務

- ・適正な工期設定 (休日、準備期間等を考慮)
- ・施工時期の平準化 (債務負担行為や繰越明許費の活用等)
- ・適切な設計変更 (工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用)
- ○受注者(下請含む)の責務
- ・適正な請負代金・工期での下請契約締結

○発注者・受注者の責務

・情報通信技術の活用等による 生産性向上

○発注者の責務

- ・緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択
- ・災害協定の締結、発注者間の連携
- ・労災補償に必要な費用の予定価格 への反映や、見積り徴収の活用

○調査・設計の品質確保

・「公共工事に関する測量、 地質調査その他の調査及 び設計」を、基本理念及 び発注者・受注者の責務の 各規定の対象に追加

働き方改革の推進

○工期の適正化

- ・中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
- ・著しく短い工期による請負契約の締結を禁止(違反者には国土交通大臣等から勧告・公表)
- ・公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化 のための措置を講ずることを努力義務化〈入契法〉

○現場の処遇改善

- ・社会保険の加入を許可要件化
- ・下請代金のうち、労務費相当については現金払い

生産性向上への取組

○技術者に関する規制の合理化

- ・監理技術者:補佐する者(技士補) を配置する場合、兼任を容認
- ・主任技術者(下請):一定の要件を満たす場合は配置不要

災害時の緊急対応強化持続可能な事業環境の確保

○災害時における建設業者団体 の責務の追加

- ・建設業者と地方公共団体等との 連携の努力義務化
- ○持続可能な事業環境の確保
- ・経営管理責任者に関する規制を合理化
- ・建設業の許可に係る承継に関す る規定を整備

建設業法・入契法の改正 ~建設工事や建設業に関する具体的なルール~ 〈政府提出法案〉

「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」 ② 国土交通省

改正の概要

令和元年10月18日閣議決定

品確法基本方針とは

- ▶品確法^(※)に基づき、公共工事の品質確保の促進の意義や施策に関する基本的方針を規定 (平成17年閣議決定、平成26年改正)
- ▶国、特殊法人等、地方公共団体は、基本方針に従って必要な措置を講ずる努力義務 (※)公共T事の品質確保の促進に関する法律

災害時の緊急対応の充実強化、働き方改革への対応、生産性向上への取組、調査・設計の品質確保 を柱とする品確法の改正^(※)を反映 (※)令和元年6月14日公布・施行

改正の全体像

※改正事項は、改正法の4本柱に対応して色分けして記載

第1 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項

- > 災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備
- ▶ 市場における労務の取引価格、法定福利費等を的確に反映 した請負代金・適正な工期等を定める公正な請負契約の締結
- ▶ 情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上
- ▶ 公共工事に関する調査等の品質確保が公共工事の品質 確保を図る上で重要

第2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

発注関係事務の適切な実施

- > 災害時の緊急性に応じた随意契約・指名競争入札の活用
- > 建設業者団体等との災害協定の締結、災害時の発注者の連携
- ▶ 災害時の見積り徴収の活用
- ▶ 法定福利費・補償に必要な保険料及び工期を的確に反映した 積算による予定価格の適正な設定
- ▶施工時期の平準化に向けた繰越明許費・債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表
- ▶ 休日·準備期間·天候等を考慮した適正な工期の設定
- ▶ 設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許 費の活用

受注者等の責務に関する事項

- ▶ 市場における労務の取引価格、法定福利費等を的確に 反映した適正な額の請負代金・工期での下請契約の締結
- ▶ 情報通信技術の活用等による生産性の向上

工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に関する事項

▶ 工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価における 情報通信技術の活用

調査等の品質確保に関する事項

- ▶ 調査等における発注関係事務の適切な実施 (予定価格の適正な設定、実施の時期の平準化、適正な履行期の設定等)
- ▶ 調査等における受注者等の責務に関する事項 (適正な請負代金・履行期による下請契約の締結、生産性の向上等)
- ▶ 調査等の性格等に応じた入札及び契約の方法 (プロポーザル方式の選択等)

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(適正化指針)



国土交通省

改正の概要

令和元年10月18日閣議決定

適正化指針とは

入契法(※1)に基づき、国土交通大臣・総務大臣・財務大臣が案を作成し、閣議決定

- 発注者(国、地方公共団体、特殊法人等)は、適正化指針に従って必要な措置を講ずる努力義務
- 上記3大臣は、各発注者に措置の状況の報告を求め、その概要を公表
- 国土交通大臣及び財務大臣は各省各庁の長に対し、国土交通大臣及び総務大臣は地方公共団体に対し、 特に必要と認められる措置を講ずべきことを要請 (※1) ☆#エ\#の ス サ スン ト型約の適可

(※1)公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

- 改正入契法において、入札契約適正化の柱として、施工に必要な工期の確保、施工の時期の平準化を図ることが追加
- 適正な工期の設定、施工の時期の平準化等を発注者責務として規定する品確法 (※2) の改正法が成立

(※2) 公共工事の品質確保の促進に関する法律

改正のポイント

I. 施工に必要な工期の確保

施工に必要な工期を確保するため、工期の設定に係る考慮事項として、工事の規模及び難易度等に加え、 公共工事に従事する者の休日、準備期間、後片付け期間、降雨日等の作業不能日数などを規定

Ⅱ.施工時期の平準化の推進

施工時期の平準化を図るため、計画的な発注や中長期的な発注見通しの作成・公表、繰越明許費・債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期の設定などの措置を講ずることを規定

Ⅲ. その他、品確法の改正等を踏まえての反映

品確法の改正を踏まえ、公共工事の入札契約の適正化を図る観点から、災害時における緊急性に応じた随意契約・指名競争入札の活用、工事検査等における情報通信技術の活用等の事項について追記するとともに、担い手確保のための処遇改善の取組などについて追記

公共工事の入札及び契約の適正化の推進について(要請)

~ 入札契約適正化法に基づき公共工事の発注者が講ずべき措置について要請

総務大臣・国土交通大臣から知 事、政令市市長及び議長あてに 通知(R1.10.21)

<R1. 6. 12公布> 建設業法及び入契法の改正(全会一致) <R1. 6. 14公布> 公共工事品質確保法の改正(全会一致)- <R1. 10. 18閣議決定>

- 適正化指針の改正
- → ・ 基本方針の改正



公共工事の発注者は、入札契約適正化法に基づき、

- 適正化指針に従って必要な措置を講ずる努力義務
- 発注の見通しに関する事項を公表する義務



<R1. 10. 21要請通知>

今回の適正化指針の改正等を受けて、発注者は Ⅰ、Ⅱ、Ⅲに掲げる措置を講ずることが必要。

※赤字が主な追記・変更箇所

I. 緊急に措置に努めるべき事項

○災害復旧等における入札及び契約の方法

・災害応急対策又は災害復旧に関する工事において、緊急 性に応じて随意契約や指名競争入札など、適切な入札及 び契約の方法を選択

〇施工に必要な工期の確保

•工期の設定に当たって、公共工事に従事する者の休日、 準備期間、後片付け期間、降雨日等の作業不能日数等 を適切に考慮

〇施工時期の平準化

・計画的な発注を行うとともに、中長期的な発注見通しの作 成・公表、繰越明許費・債務負担行為の活用などの措置を 講ずることにより、施工時期の平準化を図る

○情報通信技術の活用

・工事の監督等に当たって、映像など情報通信技術の活用 や三次元データの活用等を図る

Ⅱ. 継続的に措置に努めるべき事項

○適正な予定価格の設定

- ・災害により通常の積算では困難な場合等は見積 りの徴収により積算
- 市場における最新の実勢価格のほか、法定福利 費等を反映して適正に積算
- ・特に、適正な積算に基づく設計書金額の一部控 除(歩切り)は厳に行わない(品確法違反であり、実態を調査)

○ダンピング対策の強化

- 入札金額の内訳を適切に確認
- 低入札価格調査制度、最低制限価格制度の活用 の徹底
- ・いずれも未導入の場合は導入に向けて検討

〇適切な契約変更の実施等

- ・現場の状態等を踏まえた適切な設計図書の変更
- ・工事費用や工期に変動が生じた場合、必要な変 更契約を適切に締結
- ・工期が翌年度にわたる場合は繰越明許費の活用 等の措置を適切に講ずる

○施工体制の把握の徹底

・施工体制台帳に基づく点検や元請への指導等

○社会保険等未加入業者の排除

- ・定期の競争参加資格審査等を通じた元請からの
- ・元請による未加入業者との下請契約の禁止等
- 〇一般競争入札、総合評価落札方式、地域 維持型契約方式の適切な活用
 - ・段階的選抜方式の活用
- ○低入札価格調査の基準価格等の公表時 期の見直し
 - ・低入札価格調査基準価格、最低制限価格等に ついて、落札決定以後に公表
- ○談合等の不正行為に対する発注者の関与 の防止の徹底
- ・予定価格の作成時期を入札書提出後とする等

〇発注者としての体制の補完

- ・CM方式等による支援の活用
- ・発注関係事務に必要な知識・技術を有する職員 の育成・確保

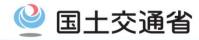
Ⅲ. 情報の公表を行わなければならない事項

〇発注見通し、入札・契約の過程、契約内容

Ⅳ. その他公共工事の入札及び契約に関する留意事項

- 〇公共工事の円滑な施工確保
- ○適正な施工確保のための技能労働者の育成及び確保
 - ・公共工事の施工に当たって建設キャリアアップシステムの利用が進められるよう努める 5

発注関係事務の運用に関する指針 改正案のポイント



公共工事の品質確保の促進に関する法律における「運用指針」の該当条文

第二十二条 <u>国は、基本理念にのっとり、発注者を支援するため、</u>地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、公共工事等の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の<u>発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定める</u>ものとする。

運用指針 改正のポイント

- ①全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応の充実強化
- ②公共工事の品質確保のため、公共工事に加え、公共工事に関する測量、調査 (地質調査その他の調査(点検及び診断を含む。))及び設計が対象として追加
- ③働き方改革、ICTの推進等による生産性向上の取組に関連する事項の追加

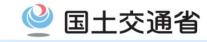
全体の構成

- I. 本指針の位置付け
- Ⅲ.発注関係事務の適切な実施のために 取り組むべき事項
- 1 工事
 - 1-1 工事発注準備段階
 - 1-2 工事入札契約段階
 - 1-3 工事施工段階
 - 1-4 工事完成後
 - 1-5 その他
- 2 業務
 - 2-1 業務発注準備段階
 - 2-2 業務入札契約段階
 - 2-3 業務履行段階
 - 2-4 業務完了後
 - 2-5 その他
- 3 発注体制の強化等
 - 3-1 発注体制の整備等
 - 3-2 発注者間の連携強化

- Ⅲ. 災害時における対応
- 1 工事
 - 1-1 災害時における入札契約方式 の選定
 - 1-2 現地の状況等を踏まえた発注 関係事務に関する措置
- 2 業務
 - 2-1 災害時における入札契約方式 の選定
 - 2-2 現地の状況等を踏まえた発注 関係事務に関する措置
- 3 建設業者団体・業務に関する 各種団体等や他の発注者との連携

- Ⅳ. 多様な入札契約方式の選択・活用
- 1 工事
- 1-1 多様な入札契約方式の選択の 考え方及び留意点
- 1-2 公共工事の品質確保とその担い 手の中長期的な育成・確保に 資する入札契約方式の活用の例
- 2 業務
- 2-1 多様な入札契約方式の選択の 考え方及び留意点
- 2-2 業務の品質確保とその担い手の 中長期的な育成・確保に資する 入札契約方式の活用の例
- V. その他配慮すべき事項
- 1 受注者等の責務
- 2 その他

地方公共団体における平準化の取組の更なる推進



- ・品確法において、公共工事の施工時期の平準化が「発注者の責務」として明確に規定
- ・入契法において、公共工事の発注者に施工時期の平準化のための方策を講ずることを「努力義務化」

施工時期の平準化の取組が浸透しつつあるが、実施体制やノウハウ不足等を理由に、特に市町村ではいまだに低い水準 更なる平準化の推進が必要



[※平準化率は、国:0.85、都道府県:0.75、市町村:0.55(H30年度)]

まずは<u>一定規模の工事契約件数のある都道府県、人口10万人以上の市</u>に対し、重点的に <u>平準化の取組の実施を働きかける</u>とともに、全ての地方公共団体に対し発注者の責務として 平準化の取組を進めるよう支援

取組事例等の周知徹底

- ●施工時期の平準化の意義について、地方公共団体に対し様々な機会を捉え周知徹底 (総務省との連名による取組要請の通知のほか、中小企業者調達推進協議会(7/19)、改正法説明会(14カ所)、地域発注者協議会(10ブロック)、 地方ブロック土木部長等会議(8ブロック)、都道府県技術管理等主管課長会議、監理課長等会議(8ブロック)等を実施)
- ●地方公共団体による優良事例を周知し、先進的な取組を水平展開(「さしすせそ事例集」の更なる充実・普及)

平準化の進捗・取組状況の見える化

- ●地方公共団体における平準化の進捗・取組状況を見える化して継続的にフォローアップ
- ・地域発注者協議会等で、平準化率を活用して各地方公共団体の進捗状況を見える化し、他の団体と比較できるよう公表
- ・入契法に基づく入契調査で、各地方公共団体における取組状況をきめ細かく把握し、結果を公表
- ・平準化の取組が進んでいない都道府県、人口10万人以上の市に対し、さらに詳細な調査、ヒアリングの実施

中央建設業審議会工期に関する基準の作成に関するワーキンググループについて



○ 令和元年9月1日より一部施行された改正建設業法において、長時間労働の是正など働き方改革を 促進する観点から、適正な工期による契約締結を促すため、中央建設業審議会が新たに工期に関する 基準を作成することとされた。

委員

青柳 剛 一般社団法人全国建設業協会総合企画委員会副委員長

稲月 勝巳 電気事業連合会工務部長

小澤 一雅 東京大学大学院工学系研究科教授

河﨑 茂 一般社団法人全国中小建設業協会副会長

木谷 宗一 一般社団法人日本建設業連合会建築生産委員会施工部会長

齊藤 誠 東日本旅客鉄道(株)建設工事部担当部長

佐藤 善彦 一般社団法人全国建設室内工事業協会常任理事

佐藤 りえ子 弁護士

里深 一浩 西日本高速道路(株)執行役員・技術本部長

高橋健一(株)関電工取締役副社長・副社長執行役員

仲田 裕一 一般社団法人不動産協会企画委員会委員長

古阪 秀三 立命館大学OIC総合研究機構グローバルMOT研究センター客員教授【座長】

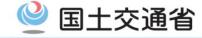
今後の検討事項 (予定)

工期に関する基準に盛り込むべき事項の検討

スケジュール

11月28日 第1回WG 以降、順次開催。





2. その他最近の取組について

- ・女性活躍の推進
- ・外国人材の受け入れ

「躍 」 建設業における女性活躍の推進について(もっと女性が活躍できる建設業行動計画

経緯「もつと女性が活躍できる建設業行動計画」の策定

- ○平成26年度、建設業5団体と国土交通省が共同で「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」を策定。
- ○令和元年度、計画の総括を行い、今後、女性活躍に向けた取組をさらに一段進めるために、新たな計画を策定。

建設業5団体・・・・(一社)日本建設業連合会、(一社)全国建設業協会、(一社)全国中小建設業協会、(一社)建設産業専門団体連合会、(一社)全国建設産業団体連合会

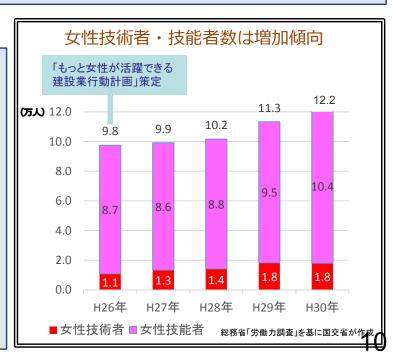
計画策定後の取組「もつと女性が活躍できる建設業行動計画」の総括

- ○業界団体においては、自主計画を策定や職場環境の改善等、様々な取組みを実施。
- ○国土交通省においては、「建設産業女性活躍ネットワーク」を構築し、各地の女性活躍の取組を支援。 また、直轄工事における快適トイレの設置の原則化をはじめ、現場環境改善にも取り組んでいる。
- ○「女性技術者・技能者の5年以内の倍増」という目標については、技術者は倍増に近い成果が上がっている。技能者については目標達成が厳しい状況だが、建設技能者の全体数が減少している中で、女性技能者数が増加しており、一定の取組成果はあがっているといえる。

令和元年度の取組女性活躍推進に関する新計画の策定

【策定に当たっての基本的な考え方】

- ○女性が活躍できる建設業を目指すことは、男女問わず誰もが働きやすい業界になることを意味する。新計画の策定に当たっては、女性活躍推進のための取組をさらに全国津々浦々に浸透させ、オールジャパンで建設業の女性活躍に取り組むことを念頭に置く。
- ○そのため、新計画の策定段階から全国各地の建設業に携わる方に参画して頂き、各地における女性活躍に向けた取組の機運の向上を図るとともに、今後の計画実行段階においても各地域で中心的な役割を担って頂くことを期待。



女性活躍「新計画策定委員会」 一会議体の構成について ― @ 国土交通省



- 新計画の策定に当たって、「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」(平成26年8月国交省と建設 5団体が共同で策定)の策定団体の他、昨年度発足した全国で展開する女性ネットワークをつなぐ「建 設産業女性活躍推進ネットワーク」を加え、策定メンバーとする。
- さらに、新計画の策定にあたり、建設業界の実情を反映させたものとさせるため、新計画策定委員会 を設置し具体的な議論をしていただくこととする。

新計画策定委員会

○構成メンバー

- · (一社) 日本建設業連合会
- (一社)全国建設業協会
- · (一計) 全国中小建設業協会
- (一社)建設産業専門団体連合会
- ・(一社)全国建設産業団体連合会
- ・建設産業女性活躍推進ネットワーク
- ・国十交诵省

○開催スケジュール

・第1回 令和元年7月5日

現行計画の取組成果、課題等

新計画の策定について

意見交換

令和元年11月8日 ・第2回

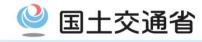
新計画骨子案の審議

・第3回 令和元年12月25日

新計画案の審議

新計画策定

女性活躍 新計画策定に向けた今後のスケジュール

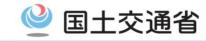


全体スケジュール

	令和元年度								
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
新計画策定委員会	● 第1回				● 第2回 骨子案提示	● 第3回 新計画策定			
各ブロック 意見聴取会	全国10力	所で開催							
アンケート		体の会員企 推進NW、							
新計画周知•啓発							新計画の周	知活動を実	施

現計画の取組と新計画策定の必要性

第2回策定委員会 配付資料



「もっと女性が活躍できる建設業行動計画(H26)」策定後の取組

- ○女性技術者・技能者の就業者数は一定程度増加。
- ○業界団体においては、**自主計画の策定、職場環境の改善**などの取組を実施。

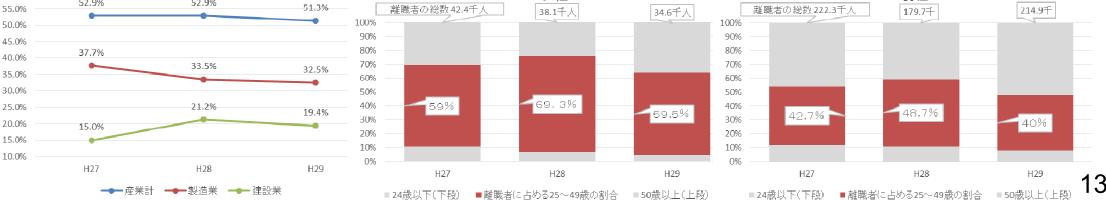
単位:万人	H26	H30	伸び率	(参考)	H26	H30	伸び率
女性技術者	1.1	1.8	1. 64倍	技術者全体	28	33	1. 18倍
女性技能者	8.7	10.4	1.19倍	技能者全体	341	328	0.96倍

- ○国土交通省においては、各地において女性活躍に取り組む団体で構成される<u>「建設産業女性活躍ネットワーク」を構築</u>。 また、**直轄工事における快適トイレの設置の原則化**をはじめ、現場環境の改善を実施。
- ○さらに、官民が一体となって、女性の活躍や建設業の**魅力、やりがいに関する情報を発信**する等、担い手確保の取組を実施。
- ○しかし、今般のアンケート結果では行動計画の内容や存在を把握していない企業も多く(約76%)、**計画が十分に浸透しているとはい えない状況**。

建設産業を取り巻く環境の変化と新計画策定の必要性

- ○行動計画策定後、以下のような建設産業を取り巻く環境の変化があり、より女性が就業しやすい環境が整いつつあるなか、それを踏まえた 取組が必要。
 - ・働き方改革関連法や新・担い手3法を受けて、建設業においても働き方改革の取組を進める必要がある。
 - ·i-Construction等の新技術を活用した働き方が可能に。
 - ・**建設キャリアアップシステム**の運用が開始。建設技能者の**就業履歴等の情報が蓄積**されるとともに、その情報をもとにした**能力評価** 制度が始まる。
 - ・より高まる担い手確保の要請と、**多様な価値観を許容する職場環境整備の必要性**。
 - ・様々な女性活躍の取組を進める主体が立ち上げられ、**ネットワーク化が進んできた**。
- ○統計データによると、行動計画策定後、**入職者に占める女性比率は上昇しているが、他産業と比較すると全体として低い状況**。
- ○一方で、女性の離職者数は減少傾向にあるが、**女性の離職者に占める子育て世代(25歳~49歳)は約6割を占め、男性よりも高い状況**にあることから、特に行動計画に記載のある**「就労継続」の取組を深化させる必要**。
- ○上記の点を踏まえつつ、**前計画をより実効性のあるものとしていくことが必要。**







新計画策定の考え方

第2回策定委員会 配付資料

○統計データによると入職者、離職者について一定程度の進捗はあるが、**更に取組を深化させる余地**がある。

の都道府県で目指す 令和元年における数値:20/47

- ○また、策定委員会や意見聴取会の議論及びアンケート結果においては<u>「就労継続」が特に大きな課題</u>であることが顕在化。 そのため、新計画においては**「働きつづけられるための環境整備」を中心に以下の3つの柱で構成**。
- ○新計画の目標として、就業者数を増加させる目標は設定せず、**3つの柱それぞれの趣旨を達成するための多面的な目標を設定**。
- ○新たな施策等を追加・拡充し、各柱の施策を更に深化させ、**実効性のあるものとする**。

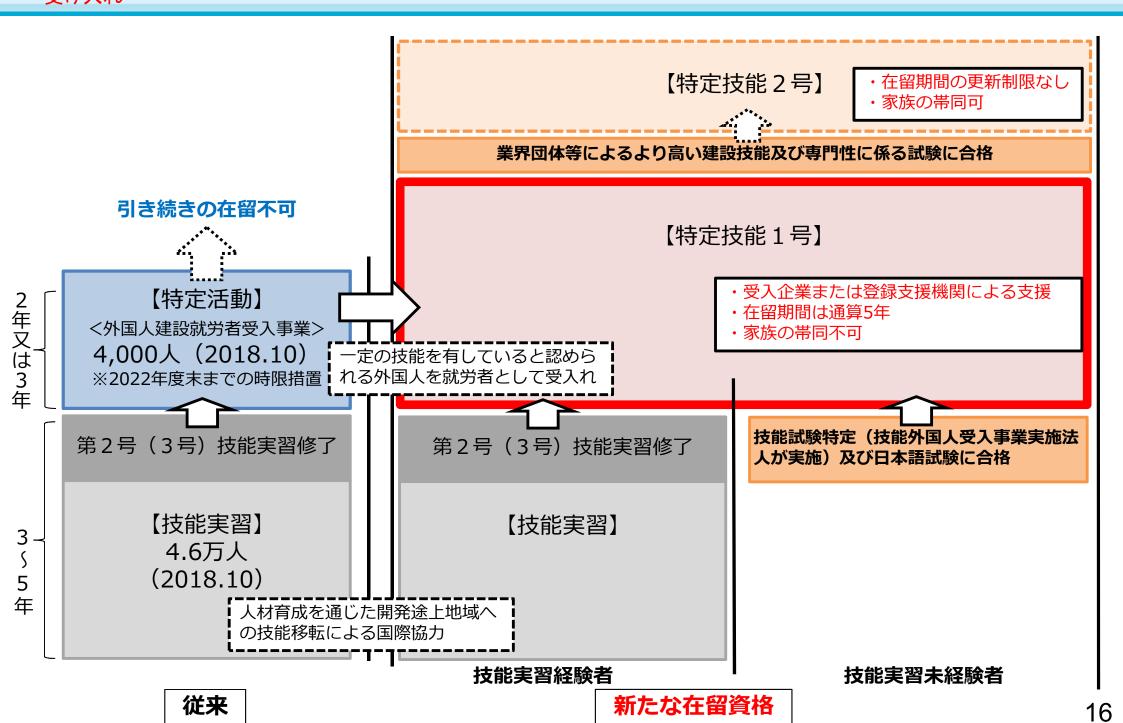
新計画の柱	新計画の官民を挙げた目標						
1.働きつづけられるための環境整備を進める	「女性の入職者数に対する離職者数の割合」を令和6年までの間、前年度比で減少させる。						
		2014	2015	2016	2017	出典:雇用動向調査を基に国土交通省で算出	
	建設業	71.0%	103.7%	79.7%	66.7%]	
	産業計	85.3%	88.4%	91.6%	92.0%]	
2.女性に選ばれる産業を目指す	「入職者に占める女性の割合」を令和6年までの間、前年度比で増加させる。						
		2014	2015	2016	2017	出典:雇用動向調査を基に国土交通省で算出	
	建設業	19.5%	15.0%	21.2%	19.4%		
	産業計	54.6%	52.9%	52.9%	51.3%]	
3.建設産業で働く女性を応援する取り組みを全国に根付かせる	①令和6年までに新計画の内容の認知度100%を目指す。						

②令和6年までに都道府県単位で活動している団体の「建設産業女性活躍推進ネットワーク」への加入をすべて

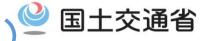
第2回策定委員会 配付資料

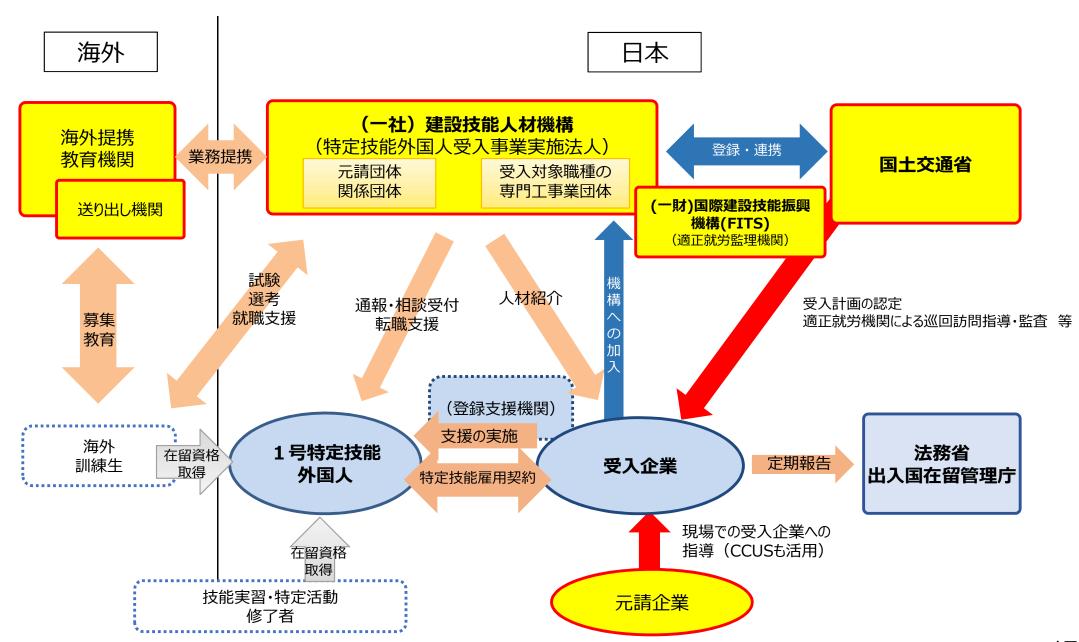
【新規・拡充】新計画の主な記載事項(例)

- ①働きつづけられるための環境整備を進める
 - ○長時間労働の是正等の働き方改革の取組の推進。【新規】
 - ○女性技術者・技能者が増加傾向にあるにも関わらず、結婚、出産等を機に離職してしまうケースがあり、企業が復職時のしっかりとしたサポート、迎え入れる体制(短時間勤務制、フレックスタイム制)を整備することが必要であり、そのためにも経営者や管理職の理解を深めることが重要。【拡充】
 - ○男性の意識の改革(産休、育児休業等の取得促進等)。【新規】
 - ○建設キャリアアップシステムと連携したロールモデルの構築(蓄積された女性個々の技能情報を活用した、復職時の登用面での不利 の解消、技能者の能力評価制度基準の策定の推進)。【新規】
 - ○復職時のサポート環境の整備(リカレント教育を受ける環境の整備、託児所の整備、テレワークの活用等)。【拡充】
 - ○快適トイレ等の現場環境整備は公共工事では進捗。大規模現場と小規模現場での整備の差、民間工事への波及が課題。【拡充】
- ②女性に選ばれる産業を目指す
 - ○建設産業の魅力、やりがいの発信、新技術の活用など正しいイメージの定着。【拡充】
 - ○建設業の働き方改革や生産性向上の取組をより一層促進するため、i-Constructionと建設キャリアアップシステムが相まって、新しい建設産業の魅力を創造・発信。【新規】
 - ○くるみん、えるぼし認定の取得を促進。【拡充】
 - ○建設業経理士等の女性が活躍できる仕事例の紹介。【新規】
 - ○女性技能者の坑内労働規制の労働法制等の制度面の課題。【新規】 (厚生労働省と調整)
- ③建設産業で働く女性を応援する取り組みを全国に根付かせる
 - ○新計画の普及を図るための広報活動。【新規】
 - ○ワークショップの開催等、企業や業界団体の女性活躍に関する理解の促進。【拡充】
 - ○建設産業女性活躍推進ネットワークのさらなる活動の充実、全国展開。【拡充】
 - ○地域中小建設企業における女性技術者・技能者の確保・育成へ向けた働きかけ。【拡充】



機構と関係機関との業務連関イメージ(建設分野) 国土交通省



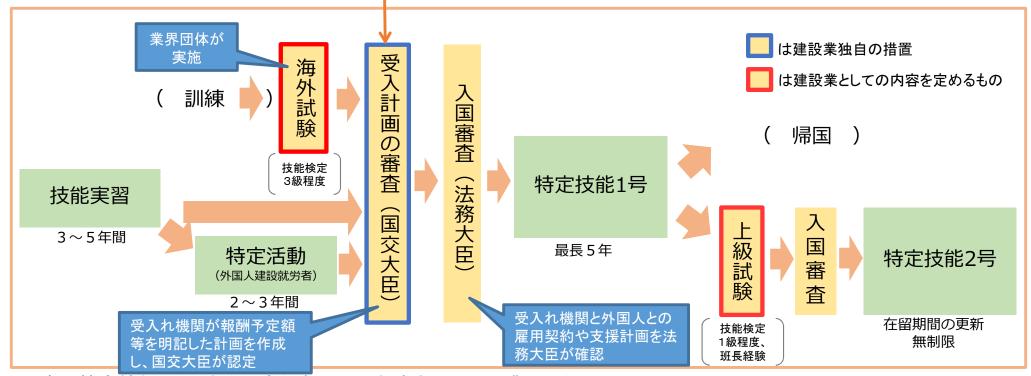


国土交通省への受入計画の認定関係(建設分野)



○1号特定技能外国人の受入れ要件に、「建設分野の特性を踏まえて国土交通大臣が定める基準への適合」を設定

- 1)業種横断の基準に加え、建設分野の特性を踏まえて国土交通大臣が定める特定技能所属機関(受入企業)の基準を設定
- 2) 当該基準において、建設分野の受入企業は、1号特定技能外国人の入国に先立ち、<mark>受入計画を作成し、国土交通大臣による</mark> 審査・認定を受けることを求める(具体的な基準は入管法省令に基づく国土交通省告示に規定)
- 3) 受入計画の認定基準
 - ①受入企業は建設業法第3条の許可を受けていること
 - ②受入企業及び1号特定技能外国人の建設キャリアアップシステムへの登録
 - ③特定技能外国人受入事業実施法人((一社)建設技能人材機構)への加入及び行動規範の遵守
 - ④同一技能同一賃金、安定的な賃金支払い(月給制)、技能習熟に応じた昇給
 - ⑤賃金等の契約上の重要事項(賃金、業務内容等)の書面での事前説明(外国人が十分に理解できる言語)
 - ⑥国又は適正就労監理機関((一財)国際建設技能振興機構)による受入計画の適正な履行に係る巡回指導の受入れ等



※建設特定技能受入計画認定件数(11月末時点):127企業287名 建設特定技能受入計画申請件数(11月末時点):179企業410名

外国人材のベトナムにおける訓練校との業務提携覚書締結について 受け入れ

令和元年9月30日、建設分野特定技能外国人の送出し・受入れに係る教育訓練及び技能評価試験の実施等に関し、(一社)建設技能人材機構とベトナムにおける訓練校(5校)との間で、業務提携覚書を調印。

調印式の概要

調印日: 令和元年9月30日場所: 都市建設短期大学

調印者:

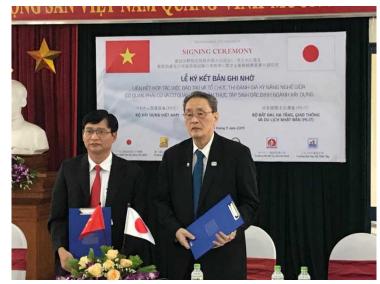
【日本側】(一社)建設技能人材機構(JAC)

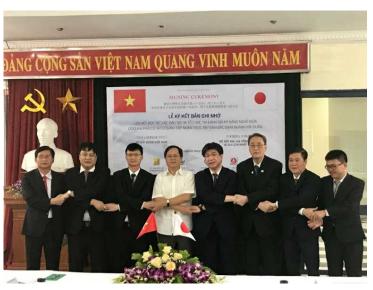
【ベトナム側】第一建設短期大学、都市建設短期大学、建設機械短期大学、 ホーチミン建設短期大学、ミエンタイ建設大学

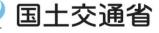
- ※(一社)建設技能人材機構と5校との間でそれぞれ個別に覚書を締結。
- ※国土交通省、ベトナム建設省も同席。

業務提携覚書の概要

- ・覚書は、特定技能外国人の適正かつ円滑な送出し・受入れの確保を図るとともに、国それぞれの法令等に則り、必要な業務を実施することを目的とする。
- ・各訓練校の責任において「準備コース」及び「特定技能水準コース」を開設し、 訓練生に対して日本語教育、技能教育を実施する。
- •JACの責任において技能評価試験を実施する。
- ・各訓練校が「準備コース」の訓練生募集を行う。
- ・日本の建設企業の採用予定数について、「準備コース」の募集前にJACが各訓練校に情報提供する。
- ・「特定技能水準コース」における日本式施工のための技能教育について、JA Cは教育プログラムの策定や講師派遣、資機材の用意等の協力を行う。







※2019.4.1より適用

※2020.1.1(人数枠の設定は 2022 4 1) 上り適田

※2020.1.1より適用 (「その他」は公布日より適用)

	派2010.中.167 	2022.4.1)より週用	(「(の他」は411日より過用)		
	特定技能 (新設した基準)	技能実習 (下線部:追加する基準案)	外国人建設就労者受入事業 (下線部:追加する基準案)		
受入企業に関する基準	 ・外国人受入れに関する計画の認定を受けること ・建設業法第3条の許可を受けていること ・建設キャリアアップシステムに登録していること ・建設業者団体が共同して設立した団体(国土交通大臣の登録が必要)に所属していること等 	 技能実習計画の認定を受けること 建設業法第3条の許可を受けていること 建設キャリアアップシステムに登録していること ごと 	・適正監理計画の認定を受けること・建設業法第3条の許可を受けていること・建設キャリアアップシステムに登録していることこと等		
処遇に関する基準	 ・1号特定技能外国人に対し、 ト日本人と同等以上の報酬を ト安定的に支払い、 ト技能習熟に応じて昇給を行うこと ・1号特定技能外国人に対し、雇用契約締結前に、重要事項を書面にて母国語で説明していること ・1号特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること等 	 ・技能実習生に対し、 ▶ 日本人と同等以上の報酬を ▶ 安定的に支払うこと ・雇用条件書等について、技能実習生が十分に理解できる言語も併記の上、署名を求めること ・技能実習生を建設キャリアアップシステムに登録すること ※1号実習生は、2号移行時までに登録完了すればよい 等 	 ・外国人建設就労者に対し、 ▶ 日本人と同等以上の報酬を、 ▶ 安定的に支払い、 ▶ 技能習熟に応じて昇給を行うこと ・外国人建設就労者に対し、雇用契約締結前に、重要事項を書面にて母国語で説明していること ・外国人建設就労者を建設キャリアアップシステムに登録すること 		
その他	・1号特定技能外国人(と外国人建設就 労者との合計)の数が、常勤職員の数を 超えないこと	・ <u>技能実習生の数が常勤職員の総数を超</u> <u>えないこと</u> ※優良な実習実施者・監理 団体については免除	・ <u>(1号特定技能外国人と)</u> 外国人建 設就労者 <u>(との合計)</u> の数が、常勤職 員の数を超えないこと		

- ※技能実習・外国人建設就労者受入事業の新基準については、制度施行日以降に申請される1号技能実習計画・新規の適正監理計画 の認定より適用予定。
- ※外国人建設就労者受入事業による外国人の新規の受入れの期限(2020年度末まで)及び当該事業による外国人の在留期限(2022 年度末まで)については、変更無し。